

## 令和6年度事業計画

### I 基本方針

少子高齢化の急速な進展に伴って労働力人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するためには、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう環境整備を図ることが必要です。

国は、高齢者の活躍を促進するにあたり、シルバー人材センターの会員が安心して働くことができる環境を整備するため、請負・委任業務における現行の契約方法について「発注者」「センター」「会員」それぞれの果たすべき役割や責務がより明確なものとなるよう、契約方式の見直しに係る施策を講じています。また、島根県は、「島根創生計画」の「総合戦略アクションプラン」の中で、シルバー人材センター事業に関しては「高齢者が地域社会でいきいきと活躍できるよう、多様な就業機会を提供する取組を支援」するとしています。

このような中、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は第5次中期事業計画を定め、令和6年度における「会員6,000人の就業を支える連合体制整備」の実現に向けて取り組んでいます。その一方で、今秋に施行されるフリーランス新法の導入や、昨今の定年制の廃止あるいは年齢引き上げの動向など、シルバー人材センターの運営・経営に大きな影響を与えかねず、就業機会の損失やこれに伴う会員の離脱なども危惧される事案への対応が、喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、連合会は、シルバー人材センター事業を取り巻く社会・経済活動の状況を見据えながら、成果（期待効果）を重視したメリハリの効（利）いた事業展開を図りつつ、目標達成への道筋を再構築するべく、次に掲げた計画を着実に実行します。

### II 事業実施計画

#### 1 シルバー人材センター事業

連合会は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）の理事会において決議された「第2次会員100万人達成

計画」の目標等を反映した「会員数6,000人」、及び島根県が「島根創生計画」で定めたKPI（重要業績評価指標）の数値である「シルバー派遣事業の契約件数1,340件」、さらには後記（2）②ア）の「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」の実施に伴い、「シルバー派遣事業の契約金額5.5億円（うち、福祉分野1.45億円）」を目標に、次の取組を行います。

また、第5次中期事業計画は令和6年度をもって終了します。従って、次のステップに向けた第6次中期事業計画を、シルバー人材センター事業を取り巻く環境や諸課題及び全シ協が策定する「第2次会員100万人達成計画後の新たな指針」等を踏まえて策定することとします。

### **(1)共同受託事業**

県内の複数地域にわたる就業を受託する場合、必要に応じて関係センターと調整の上で需給調整（共同受託事業）を行い、広域な就業の開発に努めます。

### **(2)職業紹介事業及び労働者派遣事業**

島根県の「総合戦略アクションプラン」に基づく「高齢者が地域社会でいきいきと活躍できるよう、多様な就業機会を提供」を踏まえ、シルバー人材センター事業の特性を活かして、これまでとは異なった層（いわゆる「経済的理由から働く必要がない」「引退して好きなことを楽しみたい」等の理由から、必ずしも働くことに意欲が高くない者など）へのアプローチを図ってきたことが、ここ数年で目に見えた成果となってきています。

これを踏まえ、いずれの地域でも需要が見込め、かつ「臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務」の特性を活かせる介護・子育て分野への深耕、さらには公務及び観光分野への職域拡大を念頭に、次の取組を実施します。

#### **① 職業紹介事業**

連合本部は、後記②のア）の「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」の取組の中で、事業実施体制及び業務運用整備の準備を進めることとします。

#### **② 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）**

第5次中期事業計画での基本施策のひとつに「シルバー派遣事業の進

展」を位置づけています。

人手不足の中で、概ね順調な事業拡大を継続している一方、最低賃金の引上げによる派遣先事業所の負担増が生じていることは否めません。一部には、全体的な拡大傾向に反して、事業実績が目減りしている地域もあります。

これらの状況を勘案し、令和5年度に実施した満足度調査を踏まえ、事業拡大を図りつつ、CS（顧客満足）とES（従業員満足）を高めるための取組が必要となっています。

#### ア) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の展開

令和5年度より新たに取組を始めた「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」を段階的に推進します。令和6年度は、大田市内で「保育園・放課後児童クラブへの周知・広報」や「SNS（フェイスブック等）のモデル運用」の取組を加えるなど、美郷町シルバー人材センターが国庫補助対象団体に移行するために必要な基準値への到達を図ります。その上で、広域化も視野に、当該のセンター及び市町村への促進・調整に努めます。

もとより、大田市での取組みは、研修あるいは指導等の機会を用いて、他地域にも広げるとともに、国庫補助対象のセンター及び当該地域の市町村には、本事業補助金を活用したシルバー派遣事業に係る体制整備及びこれに伴う予算措置・執行の指導・説明等を継続し、会員とその就業の拡大に着実に繋がるよう、引き続き働きかけます。

#### イ) 高齢者活躍人材確保育成事業（島根労働局委託事業）の実施

引き続き、介護・子育て分野を重点分野として、シルバー派遣事業の周知・広報及び就労見学並びに技能講習を実施します。

なお、本事業による新規会員数目標は194人以上となります。目標達成に向けては、これまでと同様に技能講習を柱とし、開催5地域における就業開拓・マッチング体制の整備を広げます。

さらに、連合本部と関係機関及び労使団体等からなる「しまね高齢者活躍人材確保育成事業連絡会議」（以下「連絡会議」という。）による連携と協働を進め、様々な角度から高齢者及び企業等に対して広範なサービス・情報の提供が可能となるよう、ネットワークの

活性化に努めます。

ウ) 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業（島根県健康福祉部委託事業）の実施

令和5年度に引き続き、放課後児童クラブでの補助的業務に従事する人材を養成するための技能講習等を、センター及び市町村等の関係機関と連携の上で実施します。あわせて、放課後児童クラブでのシルバー派遣事業の活用・活躍状況をアピールするなどの就業開拓を一体的に行い、修了者への就業機会の確保・提供を図ります。

エ) 江津市高齢者等生活支援体制整備事業（江津市委託事業）の実施

就労を通じた地域高齢者の介護予防を推進するにあたり、就労的活動支援コーディネーターを配置し、江津市におけるシルバー派遣事業を柱とした高齢者への周知・広報及び介護施設をはじめとした事業所への就業開拓を一体的に行います。

### **(3)知識及び技能を付与するための講習**

連合本部は、前記の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用するなど、シルバー派遣事業におけるキャリアアップ研修の体系化を図ります。

また、フリーランス新法への対応や会員による勧誘活動の促進などを踏まえ、会員に向けたICT関係の研修の普及に努めます。

### **(4)その他、事業を発展させるための指導・相談、支援等**

第5次中期事業計画の重点項目として掲げた「新規会員確保の取組」「安全・適正な就業環境の確保・維持」を推進するにあたり、下記のとおりセンターに対する指導・相談、支援を行います。

また、フリーランス新法に関しては、全国的な動向を見定めつつ、各センターの適正な財政運営と会員数及び事業規模等の減少幅を極力抑えるよう指導・相談にあたります。さらに、公益法人の活動を活性化する観点から準備が進められている令和7年度の制度改正を念頭に、中期的な視点での指導・相談、支援に努めます。

#### **① 事務処理の共同化等の推進**

シルバー派遣事業及び小規模センターにおける会員管理等の事務代行を切り口とする事務処理の共同化の検討・試行を引き続き行います。

## ② センターが実施する事業に対する指導・相談、支援

それぞれの目標達成に向けたセンター主体の取組(自主・自立)を尊重した上で、次のとおり指導・相談、支援します。

なお、フリーランス新法に関しては、同法に規定する就業条件明示等の着実な履行が図れるよう相談・支援にあたります。一方、新たな契約方法への移行に関しては、全シ協からの情報伝達及び照会が円滑に行われるよう努めます。

### ア) 調査・研究

全シ協等が実施するシルバー事業に関する調査に協力するとともに、連合本部においても必要に応じてセンターに対して調査、情報提供を求めます。もとより、適宜、収集提供された情報は、各々の事業推進に該当する取組に活用します。

### イ) 普及啓発

国及び全シ協が「80歳を超えても活躍できる就業環境の整備」を推進する一方で、60歳台を中心としたいわゆる無業者を中心とする層へのアプローチを引き続き展開することとします。

また、新たに運用を始めるフェイスブックにおいては、イベント告知や活動報告はもとより、会員による勧誘活動の手段のひとつとして試行します。

### ウ) 安全・適正な就業環境の確保・維持

会員の安全・安心な就業環境を確保するにあたり、センターにおける事故防止対策等の実状と課題を参考に、以下の取組に反映します。

#### a) 受託事業

平成30年度以降取り組んでいる「就業前の自主点検」による効果が得られるためには、「事故発生時の検証・対策」を自主点検に反映する必要があります。これを踏まえ、連合本部は事故発生・報告の都度、当該センターに対して「安全衛生管理上の欠陥」等の指摘を強化します。また、損害賠償保険事故への対策を講じるにあたっては、フリーランス新法への対応における就業条件の明示にあいまって、作業計画書の作成を促進することとしま

す。

b) 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

令和6年度には、連合本部が直接事業を行う美郷町事務所（美郷町、大田市）で衛生委員会を設置する要件を満たすことが見込まれることから、当該地域での同委員会の設置準備を進めます。

その上で、連合本部においても、まずは巡視点検を計画的に行うなど現状把握に努め、同委員会での検討事項に反映します。

エ) 就業分野の開拓・拡充

介護・子育て分野に加え、公務及び観光分野を重点分野に位置づけ、シルバー人材センターの「臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務」の特性等を活かせる「非専門業務・周辺業務」での就業分野の開拓・拡充を促進します。

これらの取組にあたっては、前記の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業を連動させ、事業所及び高齢者の手元に情報を直接届けるよう取り計らうことで、地域を越えて、効果を高めるよう努めます。

オ) 情報提供、指導・相談等

各センターが国・島根県、及び全シ協の方針や制度改革等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的または実践的な情報提供、指導・助言等に努めます。

あわせて、センターの適正な事業・財政運営の継続性を担保する観点から、次世代を担う職員の育成を促す環境づくりに努めます。

a) 情報収集及び提供等

センターへの指導・相談に的確に対応するべく、島根労働局・島根県や全シ協、関係団体等が開催する会議・研修等に参加するなど、広く情報を収集します。これらの情報は、該当する取組に反映させた上で、必要に応じて書面や会議・研修などの機会によりセンターに速やかに伝達します。

b) 指導・相談

センターからの問い合わせは、原則として全シ協が示す「問い合わせ票」により対応し、連合本部内はもとより各センター内の

情報共有を図ります。その上で、個々のセンターの運営状況や事務局体制などの実態を踏まえた的確な指導等に努めます。

さらに、全シ協からの委嘱による定期指導を行う際には、必要に応じて市町村の同席による助言等を求めるとともに、課題や改善（具体的取組み）等を共有します。また、センターにおいて重大な問題が発生したときは、立入り等による事実確認と第三者的な立場による情報提供を行うなど、適正な対応・対策が図れるよう指導・支援します。

c) 交流研修会の開催等

定例の派遣元責任者・実務担当者向けの適正かつ効率的な事業運営及び安全就業対策に係る実務に資するために必要な研修、並びに公認会計士への相談業務の共同委託契約に基づく研修を行います。

これに加え、全シ協がテーマごとに実施する会議・研修にあわせ、必要に応じて、それぞれの内容を踏まえた実務担当者向けの研修を企画・実施することとします。

一方、センターが企画・実施する研修・会議等での講義・説明等について、当該センターからの要請に基づき、必要に応じて対応することとします。あわせて、センターが主催する研修等への参加・協力など柔軟な対応に努めます。

d) 短期出向の受入

短期出向受入制度に基づき、センターからの申請があったときには、OJTによる短期出向の受入を行い、当該職員の事業及び業務に対する理解を促すとともに、センターの事務局機能の持続的な基盤強化を図ります。

カ) 未設置地域におけるシルバー人材センターの設置促進

美郷町シルバー人材センター（大田市を含む）が令和7年度には国の補助基準を満たすことが見込まれます。これを踏まえ、「潜在的な高齢者の労働力活用モデル事業」とあいまって、令和7年度に向けて、広域化を念頭に該当のセンター及び市町村への提案・打診を進めます。

#### キ) 中国ブロックシルバー人材センター連合協議会の事業運営

令和6年度は、本協議会の事業運営及び事務局が当連合会の担当となります。連合本部はセンターと協力して研修等の運営に取り組むこととし、もって中国ブロックシルバー人材センターにおける役職員の資質向上及び交流の促進に資することとします。

## 2 法人管理事業

関係法令に基づき、島根労働局及び島根県はもとより公認会計士・行政書士・社会保険労務士等の専門家による指導のもと、「法令遵守（コンプライアンス）」、「内部統制（ガバナンス）」、「透明性」の確保に努めることはもとより、役員の職務執行及び事務局体制整備をさらに進め、これらに必要な規程等の制定・改正を適切に行います。

また、シルバー派遣事業を拡大することにより、安定した財政基盤の確保に努めるとともに、内閣府からの「シルバー人材センター等における会計処理について（回答）」を踏まえた適正な範囲内での運転資金の積立を計画的に行います。

### (1) 会員

前記1（4）②のカ）の「未設置地域におけるシルバー人材センターの設置促進」にあわせ、連合会正会員の増加を図ります。

あわせて、前記1（4）②のイ）「普及啓発」及びエ）「就業分野の開拓・拡充」の取組とあいまって、賛助会員の募集に努めます。

### (2) 許可、認可、承認等に関する事項

法人・公益法人に関するもののほか、前記1（2）の有料職業紹介事業及び労働者派遣事業などのシルバー人材センター事業に関する届出等を、所定の手続きに沿って適正に行います。

### (3) 会議

連合会の運営に関して必要な会議を、定款及び諸規程の定めに従って開催し、もって適正かつ活発な法人運営に努めます。



公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

収支予算書（損益ベース）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

	予算額	前年度予算額(第4号補正)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
労働者派遣事業収益	550,000,000	522,000,000	28,000,000
労働者派遣事業収益	550,000,000	522,000,000	28,000,000
有料職業紹介事業収益	50,000	50,000	0
有料職業紹介事業収益	50,000	50,000	0
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	23,760,000	21,800,000	1,960,000
高齢者活躍人材確保育成事業受託収益	23,760,000	21,800,000	1,960,000
島根県シルバー人材活用事業受託収益	5,900,000	5,900,000	0
島根県シルバー人材活用事業受託収益	5,900,000	5,900,000	0
江津市高齢者等生活支援体制整備事業受託収益	4,000,000	0	4,000,000
江津市高齢者等生活支援体制整備事業受託収益	4,000,000	0	4,000,000
受取会費	3,593,000	3,593,000	0
正会員受取会費	3,363,000	3,363,000	0
賛助会員受取会費	230,000	230,000	0
受取補助金等	18,698,000	17,415,000	1,283,000
受取国庫補助金	9,195,000	8,540,000	655,000
受取県補助金	9,195,000	8,540,000	655,000
受取全シ協支援事業費	308,000	335,000	△ 27,000
受取負担金	4,458,000	4,271,000	187,000
受取負担金	4,458,000	4,271,000	187,000
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取賠償金	0	0	0
受取賠償金	0	0	0
特定資産運用益	2,000	2,000	0
特定資産受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	20,000	20,000	0
受取利息	8,000	8,000	0
雑収益	12,000	12,000	0
経常収益計	610,482,000	575,052,000	35,430,000
(2) 経常費用			
事業費	609,569,000	573,765,000	35,804,000
支払会員賃金	440,900,000	418,500,000	22,400,000
支払会員法定福利費	1,500,000	1,420,000	80,000
役員報酬	540,000	540,000	0
給料手当	13,524,000	13,278,000	246,000
準職員給料手当	16,185,000	12,261,000	3,924,000
法定福利費	4,867,000	4,173,000	694,000
退職給付費用	1,064,000	995,000	69,000
福利厚生費	134,000	107,000	27,000
役員等旅費交通費	140,000	102,000	38,000
旅費交通費	937,000	765,000	172,000
通信運搬費	4,218,000	3,392,000	826,000
減価償却費	644,000	644,000	0
什器備品費	201,000	40,000	161,000
消耗品費	1,759,000	1,421,000	338,000
修繕費	33,000	33,000	0
印刷製本費	733,000	265,000	468,000
光熱水料費	293,000	201,000	92,000
賃借料	5,392,000	5,180,000	212,000
保険料	200,000	186,000	14,000
諸謝金	55,000	22,000	33,000
租税公課	43,848,000	41,641,000	2,207,000
支払負担金	4,128,000	4,021,000	107,000
委託費	18,353,000	16,730,000	1,623,000
活動拠点委託費	46,270,000	44,000,000	2,270,000
広報費	2,630,000	2,660,000	△ 30,000
訓練委託費	440,000	684,000	△ 244,000
支払手数料	581,000	504,000	77,000
貸倒損失	0	0	0
雑費	0	0	0

	予算額	前年度予算額(第4号補正)	増減
管理費	2,888,000	2,814,000	74,000
役員報酬	540,000	540,000	0
給料手当	712,000	700,000	12,000
準職員給料手当	213,000	213,000	0
法定福利費	153,000	164,000	△ 11,000
退職給付費用	43,000	43,000	0
福利厚生費	3,000	3,000	0
役員等旅費交通費	370,000	330,000	40,000
旅費交通費	1,000	0	1,000
通信運搬費	57,000	57,000	0
消耗品費	13,000	13,000	0
印刷製本費	0	0	0
光熱水料費	11,000	11,000	0
賃借料	193,000	196,000	△ 3,000
保険料	80,000	80,000	0
租税公課	3,000	3,000	0
支払負担金	100,000	82,000	18,000
委託費	334,000	322,000	12,000
支払手数料	14,000	12,000	2,000
雑費	48,000	45,000	3,000
経常費用計	612,457,000	576,579,000	35,878,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,975,000	△ 1,527,000	△ 448,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,975,000	△ 1,527,000	△ 448,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,975,000	△ 1,527,000	△ 448,000
一般正味財産期首残高	15,242,000	16,606,323	△ 1,364,323
一般正味財産期末残高	13,267,000	15,079,323	△ 1,812,323
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	13,267,000	15,079,323	△ 1,812,323

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額(第4号補正)	増減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
固定資産売却収入	0	0	0
什器備品売却収入	0	0	0
電話加入権売却収入	0	0	0
敷金・保証金等戻り収入	0	0	0
保証金戻り収入	0	0	0
預託金戻り収入	0	0	0
特定資産取崩収入	0	10,000,000	△ 10,000,000
シルバー派遣事業運転資金費用準備資金取崩収入	0	10,000,000	△ 10,000,000
投資活動収入計	0	0	0
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	0	0	0
建物付属設備購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
電話加入権購入支出	0	0	0
敷金・保証金等支出	0	0	0
保証金支出	0	0	0
預託金支出	0	0	0
特定資産取得支出	0	4,318,000	△ 4,318,000
シルバー派遣事業運転資金費用準備資金取得支出	0	4,318,000	△ 4,318,000
投資活動支出計	0	4,318,000	△ 4,318,000
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
借入金収入	5,000,000	5,000,000	0
短期借入金収入	5,000,000	5,000,000	0
財務活動収入計	5,000,000	5,000,000	0
〈財務活動支出〉			
借入金返済支出	5,000,000	5,000,000	0
短期借入金返済支出	5,000,000	5,000,000	0
財務活動支出計	5,000,000	5,000,000	0

2. 預り補助金等に関する見込

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
補助金等収入	98,582,000	100,580,000	△ 1,998,000
国庫補助金収入	98,582,000	100,580,000	△ 1,998,000
交付金支出	98,582,000	100,580,000	△ 1,998,000
高齢者就業機会確保事業費支出	49,433,000	50,332,000	△ 899,000
高齢者活用・現役世代サポート事業費支出	49,149,000	50,248,000	△ 1,099,000

3. 借入金限度額

山陰合同銀行からの短期借入金限度額は30,000千円とする。

4. 債務負担額

- ・電話機のリース契約により令和6年4月～令和8年5月までの各月ごとに5,313円累計138,138円の債務を負担する。
- ・軽自動車の再リース契約により令和6年4月～令和9年4月までの各月ごとに13,700円累計506,900円の債務を負担する。
- ・軽自動車の再リース契約により令和6年4月～令和6年7月までの各月ごとに12,100円累計48,400円の債務を負担する。
- ・軽自動車の再リース契約により令和6年8月～令和8年7月までの各月ごとに7,700円累計184,800円の債務を負担する。
- ・パソコンのリース契約により令和6年4月～令和6年8月までの各月ごとに29,710円累計148,550円の債務を負担する。
- ・プロジェクターの再リース契約により令和6年12月～令和7年11月分6,270円の債務を負担する。
- ・デジタル複合機のリース契約により令和6年4月～令和6年5月までの各月ごとに7,246円累計14,492円の債務を負担する。
- ・デジタル複合機の再リース契約により令和6年5月～令和7年4月分8,857円の債務を負担する。
- ・パソコンのリース契約により令和6年4月～令和8年6月までの各月ごとに10,780円累計291,060円の債務を負担する。
- ・業務システムのリース契約により令和6年4月～令和9年4月までの各月ごとに4,950円累計183,150円の債務を負担する。

5. 労働者派遣事業収入の増加に連動する支出に限り予算額を超えて執行することができる。

## 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて

### (1) 資金調達の見込について

借入の予定	有り
-------	----

事業区分	借入先	金額	用途
公益目的事業 (公1)	(株)山陰合同銀行 県庁支店	5,000,000	事業運用費用(短期借入)

### (2) 設備投資の見込について

設備投資の予定	無し
---------	----

事業区分	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は 取得資金の用途
—	—	—	—